

建設業許可をお持ちの皆様へ

決算変更届等について

- ・ 決算変更届は、必ず毎回、決算終了後4カ月以内に、知事に提出しなければなりません。（建設業法第11条第2項）
- ・ 期限内に提出されない場合には、個別に指導を行い、なお改善されなければ、建設業法第28条に基づく監督処分を行うことがあります。
- ・ また、経營業務の管理責任者等の変更があった場合にも、各種変更届の提出が必要です。

※詳しくは、『建設業許可申請の手引』及び三重県ホームページ「建設業のための広場」をご覧ください。
http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/8768800001_00003.htm#todoke

（参考）決算変更届を提出しない場合の罰則規定

- ・ 建設業法第50条（抄）

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 二 第十一条第一項から第四項まで（第十七条において準用する場合を含む）の規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出した者

- ・ 建設業法第11条第2項

許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時における第六条第一項第一号及び第二号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、毎事業年度経過後四月以内に、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

三重県